

3 小規模林業者等支援事業補助金 Q&A

(令和3年4月26日現在)

(1) 共通

問1 申請は何回までできるのか。

(回答)

3事業(森林整備事業、安全対策事業、小型林業機械支援事業)でそれぞれ当年度に2回までの申請となります。なお、交付要綱別表1の補助金の額の欄にある、安全対策事業及び小型林業機械支援事業の上限額は当年度の上限額となります。

問2 交付申請書の提出期限はあるか。

(回答)

交付申請書の提出期限は当該年度の1月末までとします。交付決定は先着順となります。

問3 実績報告書の提出期限はあるか。

(回答)

実績報告書の提出期限は事業が完了してから30日以内又は当該年度の3月20日までのいずれか早い日とします。

問4 変更申請の対象となる重要な変更の基準は何か。

(回答)

事業費(補助対象経費)の3割以上の増減とします。このほか森林整備事業では事業地の追加・変更、安全対策事業では補助対象装備品の追加・変更、小規模林業機械支援事業では補助対象機械の追加・変更とします。

(2) 森林整備事業

問1 森林整備を委託した場合に、申請主体は森林所有者と受託者のどちらが行うべきか。

(回答)

両者で調整をして、重複しないように申請してください。

問2 作業道で対象となる行為は新設のみか。

(回答)

新設と改良を対象とします。なお、改良は幅員を0.5メートル以上拡張する場合を対象とします。

問3 対象樹種はスギ・ヒノキのみか。

(回答)

秩父地域の人工林が対象のため、人工林であればスギ・ヒノキ以外も対象となります。天然林は対象外です。

問4 天然林と人工林を両方所有している森林所有者の森林で境界を確認・測量する場合、所有の境界と併せて天然林、人工林の境界も補助金の対象として認められるか。

(回答)

所有の境界の測量を想定しているため、天然林、人工林の境界は対象となりません（所有の境界分の補助金のみが認められます）。

ただし、間伐施工地の面積を算出するため、天然林を除く必要がある場合は対象となります。

問5 間伐率30%程度とあるが、森林の状態によりそれよりも低い間伐率でも認められるか。

(回答)

森林の状態により、認められます。ただし、その場合は間伐率を低くしなければいけない理由を記載した文書を交付申請書に併せて提出してください。

問6 雇用保険等各種保険に加入しないといけない等の条件はあるか。

(回答)

ありません。各自で判断いただき、各自の責任において、必要に応じて加入をお願いします。

問7 補助をもらって伐採した木材の販売は認められるか。

(回答)

認められます。その際、協議会は関与しないので、事業者と森林所有者で相対で交渉してください。

問8 自らが施業を行う場合、人件費の算定はどのように行えばよいか。

(回答)

出役日数に、地域の実情に応じた日額をかけて算出してください。普通作業員や特殊作業員の単価を使用するなどでもかまいません。

問9 交付決定の取消しや補助金の返還が求められる例はあるか。

(回答)

以下の場合などがあります。

- ・虚偽の内容の申請があった場合
- ・補助を受けた森林が5年以内に皆伐を行った場合や森林以外の用途に供されることとなった場合

問10 測量は必須ではないのか。

(回答)

必須ではありません。測量を実施しない場合、協議会でGPS等により測量します。

問11 交付申請の際の添付書類は何が必要か。

(回答)

伐採届の写し、位置図を添付してください。

問12 過去に他の事業を実施した場所で間伐等を行った場合に補助対象となるか

(回答)

同じ場所でも5年以上前であれば対象とすることができます。ただし、二重補助になる場合や、過去の事業の効果を減ずる場合などは対象となりません。また、他の事業で制限されている場合は対象にできません。

問 13 間伐をする際に玉切り、集積までしなければならないか。

(回答)

義務はありませんが、現場の状況等により配慮する必要があるかと思われます。

問 14 境界確認で施工地の一部のみ行う場合でも補助対象面積は施工地全体となるのか。

(回答)

境界確認を行った線形に応じて面積を算出します。色々なケースがあると思いますので、ご相談をいただければと存じます。

問 15 枝打ちのみの実施は認められるのか。

(回答)

枝打ちのみでも対象となります。

問 16 令和 2 年度に実施していた秩父市民有林森林整備事業と内容的に変更があった点は何か。

(回答)

見直した点は以下になります。

- ・ 1 申請 5ha までの面積制限を撤廃
- ・ 林齢制限（標準伐期齢の 2 倍まで）を撤廃
- ・ 枝打ちのみでの実施を可能とした

問 17 森林経営管理推進事業補助金との違いは何か。

(回答)

森林経営管理推進事業は埼玉県が実施している水源地域の森づくり事業の単価等を準用しており、測量が必須であるほか、単価も高めの設定となっておりますが、人件費の算定等を適正に算定する必要があります。本事業は自伐林家等を想定しており、間接費等が少額となるため単価設定は低めとなっておりますが、測量を必須としていないなど、申請の簡素化を図っています。

問 18 交付申請書に添付する伐採届について、森林経営管理推進事業補助金との違いは何か。

(回答)

森林経営管理推進事業は埼玉県が実施している水源地域の森づくり事業の単価等を準用しており、測量が必須であるほか、単価も高めの設定となっておりますが、人件費の算定等を適正に算定する必要があります。本事業は自伐林家等を想定しており、間接費等が少額となるため単価設定は低めとなっておりますが、測量を必須としていないなど、申請の簡素化を図っています。

※この Q&A は随時更新する予定です。最新の Q&A をご確認ください。